

## 部・委員会規程

### 1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第8章第61条に基づき設置する部・委員会とそれらの業務について定める。

### 2. この協会に次の4部をおく。

総務部、教育部、学校部、広報部

### 3. 各部の機構及び業務を以下の通りとし、別表記載の組織図とする。

#### (1) 総 務 部

- |       |  |
|-------|--|
| 総務委員会 | イ. 協会の円滑な運営に関する事項<br>ロ. 諸規程の作成及び変更に関する事項<br>ハ. 会員管理に関する事項<br>ニ. 関係官庁、企業及び団体等との折衝及び契約に関する事項<br>ホ. いずれの委員会にも属さない事項 |
| 支部委員会 | イ. 支部に関する事項  |
| 国際委員会 | イ. I S I Aとの関係維持に関する事項<br>ロ. 国際間のスキー関連に関する事項   |
| 財務委員会 | イ. 予算及び決算等、協会の収支に関する事項<br>ロ. 財政計画と管理に関する事項<br>ハ. 資産の運用に関する事項<br>ニ. 日常の会計事務に関する事項<br>ホ. その他財務に関する事項               |

#### (2) 教 育 部

- |            |  |
|------------|--|
| 資格委員会      | イ. 認定資格に係わる講習と検定の実施及び内容の研究<br>ロ. その他各種検定に関する事項<br>ハ. イグザミナーの認定に関する事項<br>ニ. デモンストレーターの選考・認定に関する事項<br>ホ. 国際スキー技術検定検定員の認定に関する事項<br>ヘ. PMの認定に関する事項 |
| 技術委員会      | イ. 技術教本の編集、雪上スポーツ全般の技術研究に関する事項<br>ロ. 指導法の研究、開発、教育旅行の指導研究に関する事項   |
| 研修委員会      | イ. 会員研修会の実施及び内容の研究<br>ロ. 指導者の質の向上に関する事項  |
| 障がい者スキー委員会 | イ. 障がい者スキーに係わる講習の実施及び内容の研究<br>ロ. 障がい者スキー指導者の質の向上に関する事項<br>ハ. 障がい者スキー指導法の研究に関する事項   |

#### (3) 学 校 部

- |       |  |
|-------|--|
| 学校委員会 | イ. 公認スキー学校規程に基づく審査<br>ロ. 学校長研修の実施に関する事項<br>ハ. スキー教育旅行に関する調査と対応に関する事項 |
|-------|--|

安全委員会 イ. 安全普及に必要な調査・研究・アンケートの実施  
ロ. 安全マニュアルの作成に関する事項

(4) 広 報 部

普及委員会 イ. 一般対象行事の企画、運営に関する事項  
ロ. 協会を外部に広く認知させるための企画、運営  
ハ. 各種技能検定、協会関連行事の推進  
ニ. 社会の情勢を把握するための調査に関する事項

広報委員会 イ. 機関紙発行に関する事項  
ロ. その他広報に関する事項

(5) プロスポーツ指導者連絡協議会 イ. プロ3団体との連携・協力に関する事項

(6) 全国スキー安全対策協議会 イ. 全国スキー安全対策協議会に関する事項

(7) インタースキー委員会 イ. インタースキーに関わる全般

(8) 特別委員会 (時限委員会)

前3項の各委員会の他に特別な事項を処理するために、特別委員会を設ける事ができる。

4. 組織と構成

各部・委員会は部長、副部长、委員長、委員をもって構成する。

(1) 各部長、副部长、委員長は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(2) 委員は正会員の中から部長が推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

5. 招集及び諮問

部会及び委員会は必要に応じ部長が招集し開催する。

部長が必要と認めるとき、委員以外の理事及び学識経験者の意見を聞くことができる。

6. 報告と承認

部長または担当委員は遂行業務を理事会に報告し、重要事項は理事会の承認を得なければならない。

7. 庶務及び会計

庶務及び会計は、各部において処理し、総務部財務委員会を経て専務理事に報告する。

8. その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は各部、委員会において別に定める。

附則 この規程は、一部改訂し平成21年10月16日から施行する。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

# 公益社団法人日本プロスキー教師協会組織一覧

